

京都市告示第506号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
山本邸	京都市伏見区両替町三丁目345番1, 342番1(一部)
木村邸 (木村利左衛門)	京都市上京区日暮通下立売上る天秤町598番(一部), 下立売通大宮西入浮田町600番(一部)
三味洪庵	京都市東山区三条通北裏白川筋西入石泉院町 393番2, 392番1
西澤邸	京都市下京区西新屋敷中之町110番

(都市計画局都市景観部景観政策課)